

地方税財源の充実強化に関する決議(案)

現下の地方財政は、高齢化と人口減少が同時進行するなか、社会保障費が増嵩する一方で、これまで三位一体改革等さまざまな名目の下、分権の趣旨とは無関係に地方交付税の大幅な削減がなされてきた結果、地域間格差が拡大するとともに、未曾有の財政危機に直面している。

地方分権改革を推進し、地方の再生と地域の活性化を図るためには、地方の自立を可能とする地方税財源の充実強化が不可欠である。

よって、国においては、今年度の税制の抜本改革にあたり下記事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 地方税源の充実強化

地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分をまずは5対5とすること。

その際、地方消費税の充実など偏在性の少ない地方税体系の構築に最優先で取り組むこと。

2. 地方交付税の増額と機能の強化

地方交付税については、総額を増額するとともに、財源保障機能及び財政調整機能を強化すること。

以上、決議する。

平成20年5月28日

全国市議会議長会

道路整備財源の確保に関する決議(案)

道路特定財源に関しては、5月13日の閣議において「平成21年度から一般財源化する。その際、地方財政に影響を及ぼさないように措置する。また必要と判断される道路は着実に整備する。」との決定がなされた。

地方にとって道路は、市民生活の利便、安全・安心、地域の活性化にとって不可欠なものであり、住民からの要望も強いものがあるが、地方の道路整備は大幅に遅れている状況にある。

各都市は道路整備予算の多くを一般財源と借入金で賄っており、危機的な財政状況の中で道路整備財源の充実強化が必要である。

よって、国においては、道路特定財源の一般財源化にあたり下記事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 地方道路整備財源の充実強化

道路特定財源の一般財源化にあたっては、現在、地方に対し道路整備財源として措置されている暫定税率分を含めた地方税、譲与税、地方道路整備臨時交付金及び国庫補助負担金の財源総額を全額保障するとともに、大幅に遅れている地方の道路整備の状況に鑑み、地方道路整備財源の充実強化を図ること。

2. 地方の歳入欠陥に対する適切な補填

今回の暫定税率の失効に伴い発生した地方の歳入欠陥に対しては、速やかに国の責任において万全な補填措置を講ずること。

以上、決議する。

平成20年5月28日

全国市議会議長会

地方議会の権能強化に関する決議（案）

現在、地方分権改革推進委員会及び第29次地方制度調査会において、第二期地方分権改革の実現に向けた議論が行われているが、今後、第二期改革の進展に伴い、地方公共団体の自己決定・自己責任の範囲が拡大すれば、住民代表としての意思決定機関である地方議会の役割は一層重要性を増すことになる。

しかしながら、地方議会の組織・運営に関する法令上の諸規定は、都市自治体が多種多様な態様であるにもかかわらず、依然として全国一律とされており、さらに、行政執行を監視する場合にも様々な制約が設けられている。

地方議会が住民の負託に応え、その機能を十分に発揮していくためには、更なる地方議会の権能強化が必要であり、議会の活動を制約している関係法令上の諸規定を見直し、議会の自主性・自律性を高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できるようにすべきである。

よって、国においては、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 議長に議会招集権を付与すること。
2. 議決事件については、各自治体が自ら条例で定めることができるものとし、現行の地方自治法第96条第1項に掲げる15項目は、例えば「義務的議決事項」として位置付けること。
3. 決算不認定の場合及び専決処分不承認の場合の対応措置を首長に義務付けること。
4. 閉会中の委員会活動を自由化すること。

5. 議決を要する契約の種類・金額、また財産の取得・処分に係る面積・金額要件については、各自治体で独自に定めることができるようにすること。
6. 市が出資している法人の経営状況の議会への報告については、市が2分の1以上を出資している場合に限り義務付けているが、この基準を4分の1以上に拡大すること。
7. 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、健全化計画や再生計画等が議会の議決事項とされたことを踏まえ、地方公営企業についても経営状況を議会へ報告することを義務付けるなど、地方公営企業に対する議会の関与を拡大すること。

以上決議する。

平成20年5月28日

全国市議会議長会